

### Ⅲ 生活衛生担当の事業概要

#### 1 食品衛生管理指導事業

近年の食品業界は、製造加工、保存技術の進歩、流通機構の広域化等がすすみ、多種多様な食品が市場に流通しており、食品の衛生確保並びに安全管理がますます重要視されています。

当保健所では「徳島県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品施設の衛生指導や監視及び食品の収去・現場検査等に努めています。

##### (1) 令和4年度食品関係営業施設の監視指導状況

食品衛生法が平成30年6月に改正（令和3年6月施行）され、食中毒のリスクや過去の発生状況等を踏まえ、営業許可制度を実態に応じたものにするため、営業許可業種の再編とあわせて、営業届出制度が創設されました。

令和3年5月以前に許可を取得している施設については、現在の許可期限まで営業可能であることから、改正前と改正後に分けて計上しています。

##### ① 改正前の旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

許可業種	監視対象数	監視延件数	指導状況			行政処分状況			
			指導票	始末書	説諭	営業 禁停止	改善 命令	物品 廃棄	その他
飲食店営業	400	146							
菓子製造業	49	23							
魚介類販売業	22	18							
食品の冷凍又は冷蔵業	3	3							
缶詰又は瓶詰食品製造業	8	1							
喫茶店営業	11	4							
アイスクリーム類製造業	8	8							
食肉処理業	6	7							
食肉販売業	17	31							
食肉製品製造業	3	1							
食用油脂製造業									
みそ製造業	5	1							
醤油製造業	1								
ソース類製造業	3	1							
酒類製造業	1								
豆腐製造業	7	1							
めん類製造業	18								
そうざい製造業	18	11							
添加物製造業									
清涼飲料水製造業	1								
氷雪製造業									
計	581	256							

② 改正後の食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

許可業種	監視対象数	監視延件数	指導状況			行政処分状況			
			指導票	始末書	説諭	営業 禁停止	改善 命令	物品 廃棄	その他
飲食店営業	179	136							
調理の機能を有する 自動販売機									
食肉販売業	3	7							
魚介類販売業	12	8							
食肉処理業	3	1							
菓子製造業	31	22							
清涼飲料水製造業	1	1							
アイスクリーム類製造業	1	1							
食肉製品製造業									
氷雪製造業									
食用油脂製造業	1	1							
みそ又はしょうゆ製造業	3	1							
酒類製造業	6	4							
豆腐製造業	4								
麺類製造業	6	3							
そうざい製造業	12	5							
複合型そうざい製造業									
冷凍食品製造業									
複合型冷凍食品製造業									
漬物製造業	1	1							
密封包装食品製造業	3	2							
添加物製造業	1	1							
計	267	194							

③ 届出を要する食品関係営業施設

届出業種	監視対象数	監視延件数	指導状況			行政処分状況			
			指導票	始末書	説諭	営業 禁停止	改善 命令	物品 廃棄	その他
旧許可業種	魚介類販売業 (包装魚介類)	3	1						
	食肉販売業 (包装食肉)	22							
	乳類販売業	22	17						
	氷雪販売業								
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	26	2						
上記以外(注1)	280	79							
計	353	99							

注1 弁当販売業、野菜果物販売業、コンビニエンスストア、百貨店・総合スーパー  
農産加工食料品製造・加工業、製茶業、集団給食施設 など

(2) 食品関係収去検査及び現場検査実施状況

食品関係営業施設での監視指導時に、必要に応じて、施設で取り扱う食品や、施設で使用する調理器具等を検査し、衛生状態を確認しています。

		化学検査			微生物検査		
		検査件数	不適件数	不適率(%)	検査件数	不適件数	不適率(%)
収去検査	食品等	60	0	0	749	23	3.0
現場検査	器具・容器・包装				1,430	137	9.5
	その他				9	0	0.0
	計	60	0	0	2,188	160	4.2

(3) 食品関係苦情処理状況及び苦情処理件数の推移

食品関係営業施設での監視指導時に、必要に応じて、施設で取り扱う食品や、施設で使用する調理器具等を検査し、衛生状態を確認しています。

違反・苦情等処理状況

分類	件数	監視回数	微生物検査項目総数	化学検査項目総数	その他の検査総数
有症苦情					
異物混入					
腐敗・変敗					
異味・異臭	2	2			
表示不適等					
営業苦情（不衛生等）	1	1			
食品添加物等規格基準違反					
その他					
計	3	3			

(4) 食中毒処理状況

令和4年度は管内での食中毒の発生はありませんでした。

(5) 食品衛生講習会の実施状況

食品関連事業者、一般住民に対して、食中毒予防等に関する衛生講習会を実施しています。

対 象 者	回数	啓発人員
食品衛生推進員		
食品衛生責任者（養成講習会）	1	52
食品衛生責任者（再教育講習会）	4	45
食品営業施設従事者		
集団給食施設従事者	1	40
一般住民	1	113
その他	3	102
計	10	352

## 2 薬事及び毒物・劇物関係事業

医薬品、毒物劇物等は、間違った使い方をするると人間に危害を及ぼす事故、事件となることから、適正な取り扱い、管理が重要です。このため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下医薬品医療機器等法）、毒物及び劇物取締法に基づき、関係業者に対し適正な取り扱い、販売等の監視指導、また併せて育成指導を行い資質の向上を図ると共に、住民に対する医薬品の適正使用の普及啓発も行っています。

### (1) 薬事及び毒物・劇物関係営業者に対する監視の状況

業 種	対 象 施設数	監 視 件 数	違 反 件 数	違反に対する処置		
				説諭	収去	その他
薬 局	19	13	3	3		
店 舗 販 売 業	10	6	1	1		
特 例 販 売 業	2					
高度管理医療機器販売・賃貸業	20	7				
管理医療機器販売・賃貸業	114					
毒 劇 物 販 売 業	14	10	2	2		
計	179	36	6	6		

### (2) 薬事及び毒物・劇物関係営業者に対する許可等事務処理及び指導状況

業 態 別	対象数	新 規	更 新	書換・再交付その 他事務処理件数
薬 局	19	1	1	53
店 舗 販 売 業	10	1	2	21
特 例 販 売 業	2			
高度管理医療機器販売・賃貸業	20	1	7	10
管理医療機器販売・賃貸業	114	38		36
毒 劇 物 販 売 業	14		2	6
計	179	41	12	126

(3) 乾燥まむしウマ抗毒素（まむし血清）の配置先及び払出件数の推移

まむし血清の配置先

(配置期間：5月1日～10月31日)

配 置 機 関	所 在 地	電 話 番 号
三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323
三好市国民健康保険東祖谷診療所	三好市東祖谷京上14-3	0883-88-2300
三好市国民健康保険西祖谷山村診療所	三好市西祖谷山村一字368-9	0883-87-2360
西部総合県民局三好保健所	三好市池田町マチ2542-4	0883-72-1122

まむし血清の払出件数の推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
払出件数	0	0	1	2	2	1	2

(4) 薬物乱用対策事業の状況

薬物乱用を根絶するためには、取締の強化と啓発活動が重要であることから、昭和59年には民間ボランティアを土台とする薬物乱用防止推進員制度が創設され、各種の啓発活動が推進されてきました。平成6年度にはこういった啓発活動が、より効果的かつ地域に密着したものになるよう薬物乱用防止三好地区協議会（平成18年度から薬物乱用防止池田地区協議会より名称変更）が設置されました。現在保健所を事務局とし、薬物乱用防止指導員（平成12年推進員から名称変更）が個人又は所属団体において啓発活動を実施しております。

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で啓発活動に制約がありましたが、感染防止に配慮しながら、学校での薬物乱用防止教室等を行いました。

指導講習会・啓発活動の実施状況

実施回数	対象人数	主な内容
36	3,110	小学校・中学校・高等学校における薬物乱用防止教室 保健所等が主催する各種研修会での啓発資材配布 三好地区地区協議会や阿波池田ライオンズクラブと協働での街頭啓発

### 3 環境衛生指導事業

#### (1) 環境衛生関係営業施設の状況

旅館業、公衆浴場業、理容業、美容業、クリーニング業などの生活衛生関係営業施設は、県民の日常生活に極めて密着したサービスを提供し、県民生活の質の向上に重要な役割を果たしているため、定期的な監視指導を実施し、施設の衛生基準の維持向上に努めることにより、安全で衛生的なサービスの提供に努めています。

#### 環境衛生施設数及び監視指導の状況

		新規件数	廃止件数	監視対象数	監視指導数	違反に対する措置	
						説 諭	改善命令
理 容 所			1	71	18		
美 容 所		5	6	122	29	8	
ク リ ー ニ ン グ 所	一般クリーニング所			6			
	特定クリーニング所		1	4			
	取 次 所			6			
	計		1	16			
公 衆 浴 場 業	普通公衆浴場						
	その他の浴場			20	9	6	
	計			20	9	6	
特 定 建 築 物	百 貨 店						
	店 舗			2			
	事 務 所			2			
	旅 館			1			
	計			5			
ビ ル 管 登 録 業 者	総 合 管 理 業			1			
	貯水槽清掃業			4			
	排水管清掃業			1			
	ねずみ昆虫			1			
	清掃業			1			
	計			8			
旅 館 業	旅館・ホテル営業		2	55	7		
	簡易宿所営業	3	3	75	6		
	計	3	5	130	13		
火 葬 場				3			
納 骨 堂				7			

注1 特定クリーニング所とは、厚生労働省令で指定された消毒を要する洗たく物を取扱うクリーニング所。

注2 特定建築物とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する建築物。

#### 4 水道関連事業

管内の水道普及率は、令和4年3月31日現在84.4%と徳島県下でも低い普及率となっています。これは山間地域が面積の約86%を占める管内の地理的状況を反映していると思われます。

また、管内の水道事業は小規模施設が多いため、関係機関と連携を取りながら、安全で安定した水の供給と水道未普及地域の解消等に努めています。

##### 水道関係施設

	水道施設			現 在 給水人口	普及率 (%)	飲 料 水 供給施設	簡易専用水道	
	上水道	簡易水道	専用水道				20トンを超えるもの	10トンを超え20トン以下
三好市	1	1	3	20,226	84.5	0	17	24
東みよし町	1	2	2	11,401	84.1	6	7	8
計	2	3	5	31,627	84.4	6	24	32

注1 飲料水供給施設は計画給水人口50人～100人までの給水施設です。

注2 給水人口及び普及率は、令和4年3月31日現在です。

注3 給水人口及び普及率に飲料水供給施設分は含まれていません。

#### 5 狂犬病予防及び動物愛護管理事業

「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づき、狂犬病をはじめとする動物由来感染症対策、ペット動物の適正な飼養管理指導、正しい知識の普及・啓発を行っています。

##### (1) 犬の登録及び狂犬病予防注射等実施状況

市 町 名	新規登録頭数	登録原簿記載頭数	注 射 頭 数
三好市	131	1,483	1,162
東みよし町	60	1,036	679
計	191	2,519	1,841

##### (2) 放浪犬等の状況

放浪犬収容頭数	引取頭数		負傷動物収容頭数			返還頭数
	犬	猫	犬	猫	その他	
31	24	5		3		10

##### (3) 犬の危害等相談・苦情件数

内 訳										計
咬傷	野犬が多い	放し飼いが多い	家畜の被害	農作物の被害	糞による被害	鳴き声による被害	ゴミの被害	追いかける・吠えつく	その他	
5	18	13	1		3	2		2	59	103

(4) 動物の適正管理等に係る苦情・相談処理及び動物愛護法及び条例に基づく指導状況

	苦情・相談処理件数	指導件数	立入件数	勧告件数(注1)	措置命案件(注2)	措置命令件数(注3)				告発件数
						係留	口輪	検診	その他	
犬	103	46	51							
猫等	111	25	12							

注1) 「動物の愛護及び管理に関する法律」第25条2項に基づく勧告件数

注2) 「動物の愛護及び管理に関する法律」第25条3項に基づく措置命令件数

注3) 「徳島県動物の愛護及び管理に関する条例」第17条2項に基づく措置命令件数

(5) 咬傷事故の状況

区分		発生件数	発生状況				発生場所			
			犬舎等に係留中	係留して運動中	放飼しい	野犬(放浪犬)	その他	犬舎等の周辺	公共の場所	その他
飼い犬	登録	3					3			3
	未登録	2		1			1			2
飼い主不明										
野犬										
計		5		1			4			5

(6) 第一種動物取扱業の登録及び指導状況

登録件数		廃業件数	苦情件数	立入検査	勧告件数	措置命令	罰則適用	登録抹消
新規	更新							
	6	1		10				

(7) 特定動物飼養許可及び指導状況

許可件数			廃止件数	苦情件数	指導件数	立入件数	違反に対する措置		
新規	変更	継続					措置命令	罰則適用	許可取消
		1				1			

既存施設数：1件

## 6 乳肉衛生指導事業

乳肉食品関係施設の立ち入り調査、監視指導等を実施し、乳肉関係食品による衛生上の危害発生の防止を図っています。

(1) 化製場等に関する法律関係施設  
該当なし

(2) ふぐ処理を行う施設

	新規件数	廃止件数	施設数
ふぐ処理を行う施設			8
ふぐ卸売業			0

注1 ふぐ処理を行う施設には、条例附則第7項に基づくふぐ処理施設を含みます。

(3) 野生鳥獣処理施設  
3施設

## 7 調査研究等の実績

該当なし